

地方行政委員会議録 第十一号

昭和二十八年七月八日(水曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事富田 健治君

理事末次 徳二君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君 山本 友一君

吉田 重延君 橋本 清吉君

滝井 義高君 伊瀬幸太郎君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

出席政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

総理府事務官 武岡 憲一君

治庁財政部長

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

七月七日

委員田中伊三次君辭任につき、その補欠として吉武惠市君が議長の指名で委員に選任された。

七月六日

地方税法の一部改正に関する請願

(西村直己君紹介)(第二七二二号)

同(山田彌一君紹介)(第二七二三号)

同(平野三郎君紹介)(第二七二四号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二七二五号)

同(戸塚九一郎君紹介)(第二七二六号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第二七二七号)

同(松田鐵藏君紹介)(第二七八号)

同(遠藤三郎君紹介)(第二七九号)

同(白井莊一君紹介)(第二九五七号)

同(白井莊一君紹介)(第二九五七号)

同(白井莊一君紹介)(第二九五七号)

同(白井莊一君紹介)(第二九五七号)

同(白井莊一君紹介)(第二九五七号)

同(白井莊一君紹介)(第二九五七号)

同(白井莊一君紹介)(第二九五七号)

同(足立篤郎君紹介)(第二七三〇号)

同(長谷川保君紹介)(第二七三一号)

同(山田彌一君紹介)(第二七三四号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二七三五号)

同(戸塚九一郎君紹介)(第二七三六号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第二七三七号)

同(松田鐵藏君紹介)(第二七三八号)

同(足立篤郎君紹介)(第二七三九号)

同(長谷川保君紹介)(第二七四〇号)

同(クリニング業に対する地方税軽減に関する請願(今井耕君紹介)(第二七四一号)

同(栗田英男君紹介)(第二七四二号)

同(鈴木正文君紹介)(第二七四三号)

同(有鐵道特殊施設に対する固定資産税課税に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第二七四六号)

同(中野治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(田中彰治君紹介)(第二七八一號)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二九五八号)

につきましては、これは御承知かと思
います。二十七年年度の資金から、従来
と若干条件がかわつて参つておしまし
て、償還期限はその貸付の対象の事業
の種類によりまして、いろいろ違つて
おりますが、たとえば収益事業のよう
なものも最低五年くらいで償還するよ
うなものもござりますが、普通一般会
計の事業に充てた場合は、普通八年、
長いものは二十年というような償還期
限になつてゐるわけでございます。こ
とに学校とかあるいは下水道、鉄筋コ
ンクリートの建築というようなもの
は、おのずから償還期限等につきまし
ても、それ／＼相当に実情に応じて考
慮いたしてございますので、政府資金
の方につきましては、さほどの無理は
現在のところかかつておらないのじや
ないか、かように考えております。

○滝井委員 大体わかりましたが、現
在二十七年年度において、地方債の保
有額は各都道府県七百六十三億くら
いになつてゐるようでございますが、一
般財源に対して公債の保有割合は平均
して三五％くらいであり、しかも貧弱
なものは、たとえば徳島とか、島根、
高知、宮崎、福岡、こういう貧弱な県
になりますと、保有率が五割を越えて
いる。はなはだしいところは七割五分
も保有してゐるという状態でありま
す。しかもこれはもうおそろしく起債発
行の限界が私に來てゐるのだと思つて
います。しかもそれら府県の地方債の償還額
が、毎年八十億から百億円ずつ増加し
て來てゐる。こういう状態を見ると、も
はや現在地方の団体というものは起債
でまかなつており、しかもそれが貧弱
なところほど率が高い。こういう状態

ならば、もう現在頭打ちでどうにもな
らないというものが現状じゃないかと思
うのです。こういう状態、今のままで
起債のわくを拡充するということ、が、
地方自治体の首長における大きな旗じ
ろです。しかも公債を再度償還する
ためには、これを獲得する以外にはな
いのだということで、現実には自分の台
所が火の車であるにかかわらず、なお
その火の車を拡大することが、これが
首長の手柄であるというやうな、こ
ういふ矛盾したみずから墓穴を掘る状態
が、現在起つてゐるわけなんです。こ
の状態は何かの形で急速に解決しな
ければ、地方自治体というものがみず
から墓穴を掘る形が出て來ると思つて
います。そういう状態は当然これが監督指導の
立場にある自治庁としても、何かの
形で打開をせよとらねばならぬと思
ひますが、こういう累積するところの
起債、しかもその起債のわくというも
のが限界に來てゐる現状において、何
か抜本的に解決する方法をお持ちでし
ようか、御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 公債費の増高の
傾向につきましての御意見でございま
すが、私もその点について相当関
心を持つてゐるのであります。今年度
の起債を含めまして二十八年度末にお
きましては起債の現在高が二千八百五
十億になる計算でございます。そうい
たしますと年間の利子だけで、政府資
金の六分五厘という利率をとりまして
も百八十五億ということになるのであ
ります。これは地方税の徴収から申し
ますと約六％、税及び平衡交付金を合
せました一般財源に対する割合は四・
三％ということになつております。こ
の数字の判断でござりますが、これは

そう輕視していいということではない
と思つてゐます。しかし税収の一
割ぐらゐの程度まではあるいは起債の
額をまだ認めて行つてもいいのではな
いかというふうな考へておられます。す
れども、しかしかような段階になつて参
りますと、起債につきましてはやはり
ほんとうに起債を必要とする事情があ
つてしかも起債を適當とする事業であ
るといふやうなことを相當見て、あま
り安易に起債にはけ口を求めるといふ
ことは、適當じゃないのではないかと
いうふうな考へておるのであります。

○滝井委員 起債の必要なのは認め
てもいいじゃないか、現在の情勢は私
の心配するほど――当局の方の説明は
割合率を上げておるやうであります
が、私はとにかく現在起債をとるとい
うことは、やはり中央に行かなければ
とれないという感じが強いために、何
とでもして、とにかくわくを拡張しよ
うという傾向が非常に強い。そこで現
在こういう要求というものである程度
のわくをはめないで、もつと緩和して
やつて、そうして中央にまで上つて來
て起債のわくをもうかうのじやなくて、
地方の自治体の一番実情を知つてお
る府県知事に起債のわくや、平衡交付金
をおまかせする、そうして各府県に対
する大まかなわくを自治庁で握つて、
県にある程度のおくを割当てたら、そ
れから先はその知事なりにまかせて
行くという形の方がいいんじゃない
か。あるいは現在の知事も公選です
から、地方のどの市に情熱的になん
とや、地方のことはほとんどできない。
もしそうすれば知事というものは必ず
コールを受けたり、あるいは見限られ
たりしてしまふわけですから、従つて

わくを知事にまかせて、知事がやると
いう方が、東京に上つて來る參觀交代
の経費も省けますし、地方自治体の、
憲法にいう本旨にかなつた方法が行え
るのじやないかと思つたのですが、そ
ういふ自治庁はどうお考えです。

○鈴木(俊)政府委員 市町村の起債の
許可権は五大市を除きまして、現在都
道府県知事にあるのであります。ただ
全体の資金の計画、地方財政計画のわ
くから申しまして、大蔵省との折衝を
必要とするものでござりますから、そ
ういふ關係で年々の起債の全体の計画
を立て、それに対して各府県にどれだ
けわくを割当てるかということをも
ておるわけでございます。府県と五大
市につきましては、これは自治庁が直
接いたすのでござりますが、その他の
起債につきましてはそういう建前にな
つております。ことに老朽危険校舎と
いうやうな教育關係の起債につきま
しては、やはり一定の基準によりまして
わくを府県に割当てまして、具体的に
どの校舎にその起債を割当てるかとい
うことは、まづ府県当局にまかし
ておるといふ実情でございます。

○滝井委員 五大市以外は府県におま
かせするということですが、現実には統
統やはり東京に上つて來てゐるわけ
です。これはやはり府県だけではどうも
用を足さない、それだけの知事に権限
がないというのを地方が知つてゐる
ために、自治庁に參觀交代してゐるわ
けです。今御言明の通り、今後はでき
る限りその府県の自主性、いわゆる自
治の本旨に基づくやうな方向で、起債あ
るいは平衡交付金をやつていただくよ
うにお願いいたします。

それから一つお願いをいたしたいの
でござりますが、地方債の借入れ先別
の現在高を、できればあとで資料を御
提出をお願いしたいと思います。

それから公債と政府資金の割合なの
ですが、今年普通会計九百二十八億円の
起債のわくがござりますが、公債と政
府資金の割合を府県市町村別にこまか
く説明をしてくださいませんか。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの起債
の資金別の内訳、それから府県市町村
への配分、これにつきましては今の御
要求の資料を至急に提出いたしたいと
思ひます。

○大矢委員 今起債について府県知事
に一任せよということでありまして、
私はそれは疑義があると思つて、府県の
地方間に政治力の強い町村というもの
は非常に有利な地位にある。政治性の
弱いところでは絶えず圧迫を受けてお
るので、これは自治法の二百二十六条
で議決を経ればただちに受けることが
できる、但し二百五十条にある一定の
制限を加へてゐる。原則とすれば地方
議會で議決して決定すれば、ただちに
それが受けられるということですが、
しかしそれは国会全体のい／＼な關
係からして、特にこの法律ができた当
時、戦後の經濟界の混乱があつて、イ
ソフレを防止するためにこの二百五十
条ができたのだと思つて、あくまでも自
治を尊重する意味から、原則的にはそ
の自治団体で決定した起債そのものは
原則としてするべきである。もしそれ
が非常な不当のものであれば、四年後
のあるいはまたその後に行われる町村
長の選挙、あるいは議會の議員選挙に
おいて批判するのであります。あくま
でも自主的にこれをなすならば、府
県の知事にその権限を許すということ

は、はなはだ自治の侵害だと思う。最近自治というものが府県を中心としたいわゆる昔のようなものに帰ろうとする傾向がある。私はあくまでも町村というものが自治の基礎でなければならぬと思う。府県は単なる連絡機関であ

獨立後のしば／＼の改正法案なり政府の意図するところは、どうも府県を中心にものを行おうとするいわゆる戦前に帰ろうとする傾向が非常に強いのです。これは起債の面でもそういうことです。が、私はむしろ逆にこの二百二十六条に規定した、これを現実を生かすべきではないか、すでにそういう時期が来ておるのではないか。この施行令の百七十四条の但書に規定をした當時の事情とは非常に異なつておる。私はむしろ今とは反対なんです。その点について自治庁にひとつお伺いをいたしたい。

○鈴木俊政府委員　ただいまの大矢委員の御意見でござりますが、起債の許可権は、御指摘の地方自治法の二百五十条並びに地方自治法の施行令の百七十四条によりまして運用されておるわけでございまして、府県の起債及び五大市の起債以外は、先ほど申し上げましたように府県知事が許可する、こういうことになっておるのであります。ただ中央に対する関係は、知事が許可するにあたりまして、地方財政計画並びに資金の全体の計画との関連がございまして、中央の承認を得たわくの中で許可する、こういうことになつておるわけであります。その場合にただいま大矢先生の御心配は、府県知事と市町村との関係において、必ずしも適切な運営が行われぬおそれがある

ないかという御心配だろうと思ひますが、そういうことがありませんように、私どもの方といたしましても、できるだけ配慮をいたしております。し、全体の計画を立てます際におきまして、先ほどこちよつと申し上げました義務教育あるいは公共の災害、公共事業関係の起債といったような政府が補助金を出しまして、それに見合つて地方の起債をしなければならぬといふ分につきましては、これは一定の率で、地方に一定のおくを配分いたしますが、いわゆる単独事業の起債等につきましては、やはり今日の状況といたしましては、具体的にある程度の内容を審査をいたしております。それによつて手続はなるべく複雑にならぬ方がよいと思ふのでありますけれども、同時に反面真に緊急度の高いものに起債を振り向ける。ことに財政計画の中においては、きょううなことが必要であるといふ考え方から、中央においてある程度の調整を加えたものに基いて、知事が許可をする、こういうことになつておるのでございまして、きほど心配はないというふうに考えておる次第でございます。

○大矢委員 具体的にたとへば六十年、七十年たつような老朽校舎がある。そこは補助金を与える。今度公債を發行すると、当分の間は都道府県知事の許可を得なければならぬ。許可する場合に、それを出したら、その県の割当の公債から少くなるから、それを翌年度に送るというようなことに立ち至る。当然補助を受けるべき資格がある老朽校舎を改築しようとしても、県が自分

のところが政治力の強い方にまわきな
ければならぬ。そこでそれを出すこ
とを拒むことになる。これはむしろ県知
事の許可を必要としないならば、た
だに補助を受けられるような公共の施
設であるから、すぐ中央に向つて申請
すればよい。今申しましたこの府県

知事を経由するがために、絶えず除外を受けるというような傾向がしばしばある。そういう場合に弊害がありますから、この法律にもそういう自主性を非常に尊重するために、「当分の間、政令の定めるところにより、自治庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。」「当分の間」ですから、もうこのときにはははずしてもいいんじゃないかと思うのですが、そういう場合には直接補助の対象になつておるので、現にそれを受け付けない場合などには、自治庁長官または都道府県知事の許可を得なければならぬと書いてあるから、自治庁の長官に直接出した

場合に考慮されるのかどうか。

○鈴木(後)政府委員　これは政令並びに総理府及び大蔵省令によりまして、今の市町村の關係は都道府県知事の許可を受けるというふうには、施行の手続の上でなつておるであります。従つて許可權は現在法律上は印事にあると

て「御心配は至極遺憾」ト申されたい。御心配は至極遺憾といふことになつておるのであります。しかし御心配のような点につきましては、わかれ／＼といたしましても、運用上十分注意いたしたいと考えます。

○中井委員長 ほかに地方財政法の一部を改正する法律案につき、御質疑がございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

○中井委員長 それでは質疑は終了したりと認めます。

○中井委員異議　それでは次に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につき、質疑を続行いたします。政府委員から本法案につき、逐条的に御説明を進められんことを望みます。

○武岡政府委員　それでは地方財政平

この改正法律案の改正の第一は、法律、第十二条に規定いたしております單位費用並びに測定單位を改正しようとするものでございます。まず測定單位の改正でございますが、その第一は、港費にかかるものでございまして、現在港費の測定單位といたしましては、船舶の出入トン数というものをを用いて参つておたつたのでございますが、實際に実施をいたして参りました結果から、その実績にかんがみまして、この測定單位が港費の財政需要

額を測定するものとして、必ずしも適当でないということがわかりましたので、今回これを改めまして、その港湾における繫船岸の延長並びに防波堤の延長によりまして、測定せんとするものでございます。かように改めました方が、実際各団体で必要といたします

港灣費の現実の財政需要額というものを測定したのに、より適切であるとか、かように考えた次第でございます。

それから測定單位の改正の第二点は、社会福祉費にかかるとのことでございます。社会福祉費の測定單位につきましては、従来人口のほか、当分の間の処置といったしまして、附則におきまして、児童福祉施設入所者数並びに被生活保護者数を用ひまして、それ／＼児

ることとしたておつたのであります。しかしながら経費をあまり細分して測定することになりますと、とかくこの平衡交付金の本質でありますところの一般財源という観念から離れます。

な傾向を生じがちでございますので、今回におきましては、かような附則でとりあえず認めておりましたものを、その特例を廃止して、人口一本で測定して行きたい、かように考えておるのでございます。

その次は公債費にかかるものでございます。従来この関係の経費は、災害復旧費を、名目は公債費ということで測定をいたしておつたのでございますが、公債費ということにいたしますと、とかく名称から一般的な事業に充當いたしました起債の元利償還金をも、これの中を含むような印象を持たれがちでございますので、今回これをその実体に即しまして、災害復旧費と改めたいのであります。そういったしまして、この報告によつて測定いたしますものは、国の補助を受けて実施をいたしました災害復旧に充當いたしました地方債の元利償還金を見て行く、かよう

容は、一つには本年度から義務教育費の半額国庫負担制度が実施せられ、また児童福祉費の八割国庫負担が実施せられることになりましたので、それ／＼従来平衡交付金の配分の基礎といたしまして測定いたしました。また基準財政需要額の中からこれらに相当いたします額を減額いたさなければなりませんので、これに伴つて単位費用を改正する必要があるわけでございます。

その次は、給与改訂に伴いまして単位費用の改訂を要するのでございませう。これは昨年の十一月から行われ、また給与改訂の結果、単位費用算定の基礎にいたしまして標準的な団体または施設に配置されるものとしております職員に給与に関する経費がかつて参りますので、それに伴つて単位費用の計算がかつて参るのであります。これを取り入れて単位費用の改訂を行おうとするものであります。

その次は恩給費の測定は各行政項目に配置されております職員につきまして、それ／＼の各経費ごとに所要の恩給費を算入しておたのでございませうが、地方団体では、この種の経費は、団体の経費として一括して経理をいたしておる関係から、基準財政需要額の算定におきまして、その実体に合せまして、警察、消防費あるいは教育費というものを除きまして、これらを「その他」の行政費のうち「その他の諸費」という単位費用の中に一括算入した方が適當であると考えまして、かように改めようとするものであります。

いま一つは、各種の法令の制定改廃

その他に伴つて改訂を要するものであります。すなわち産業経済費の関係におきましては、石油関係の資材統制の撤廃によりまして、この関係の経費が不要になつて参る、また市町村教育委員会に要します経費の平年度の所要額を算入いたしますために「その他教育費」の所要額を増して行かなければならぬ、かような関係から改正をしようとするものであります。大体以上のような理由によりまして、それ／＼単位費用の計算をいたしまして、この法案のように改正をしようとするものであります。

その次は第十四条の基準財政収入額の算定方法の改正であります。これは、その一つは、従来は基準財政収入額は、法律の定めるところによりまして、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税の収入見込額とすると、この基準税率は府県市町村を通じまして、標準税率の百分の七十といふものを目安にして測定をいたしておたのでございませうが、そのうち府県分の基準財政収入額につきまして、これを標準税率の百分の七十から百分の八十に引上げようとしたものであります。普通交付金の算定に用いておきます基準財政需要額は、特別交付金及び地方税の収入の中から、基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とする部分を除きまして算定をいたしております関係から、給与その他の義務的な経費につきまして、財政需要の中に見込みますところの額といふものは、地方財政計画の中に見込んでおきますものを若干圧縮をいたしまして、計算をいたしておるのであります。具体的に申しますれば、義務教育

職員の給与関係の経費等につきまして、従来見ておりましたのは、大体その八八％程度、これは各種の費目から申しますれば、最も多く見ておるものであります。それで今回は、この基準財政需要額に当てるべき財源でありまして基準財政収入額を従来の七〇％から八〇％に増額をいたします反面におきまして、この種の義務的な経費は、地方財政計画の中に算入されておりますものと、大体同額のものを基準財政需要額として算定することにしようとして、すべての各府県に対する財源保障の程度を厚くして行きたい、かような考えをもつてこの改正を計画をいたしております。

それからいま一つは、市町村民税の所得割に關します基準財政収入額の算定方法に關する規定を設けようとするものであります。市町村にかかると、基準財政収入額は、法定普通税につきまして、標準税率の七〇％、すなわち基準税率で算定をいたした見込額でありませうが、そのうち個人に対する市町村民税にかかる所得割でありませうが、所得割につきましては、この現行法におきましては、税法上課税方式の選択が許されておりますが、その基準財政収入額の算定におきましては、所得税額を課税標準とし、その標準税率百分の十八という規定がございませうので、これを用いて算定をいたしておたわけでありませう。しかしながら今回御審議をいたしたいのであります地方税法の改正法案によりまして、この種の標準税率が削減されることになりませうので、この平衡交付金の項の中に基準財政収入額算定の際に用いる課税標準を所得

税額とし、その税率を百分の十八とするというのをあらためて規定する必要があると見ておたのでございませう。その点を改正したいと考えておるのでございませう。

なお附則につきまして若干の改正がございませうが、附則の第二項は先ほど申し上げました測定単位の特例でありまして、これは廃止したいといふために、この附則第二項を削除しようとするものでございませう。それに伴いまして附則第三項を第二項とする、かように改正いたそうとするものでございませう。

大体内容は以上申し上げた通りでございます。

○門司委員 これと非常に関連を持っておる問題で聞いておきたいと思ひます。これは、測定単位の問題であります。これは道路の面積だけが書かれておるのである、利用率が一つも書かれていない。従つてかなり不都合が起るおそれがあります。一例をあげてみますと、河川の砂利の採取というふうなものは、大体場所がきまつておるのであります。そこから搬出される道路というふうなものも大体きまつておる。従つてこれは道路が非常に悪くなるのであります。町村としてはその修理にかなりたくさんのお金を使つておる。ところが例の道路法の四十九条から考えてみると、結局従来の道路損傷負担金がとれなくなつておる。そこでそこを通る自動車に、これを今までのようにかけるわけには参らぬのであります。そうすると、それはどうしても村費あるいは町費でまかなつて参らなければならぬ。そうなつて参りますと、平衡交付

金の測定単位の方では、そういうものはちつとも見ていない。そういう場所には道路の改修にたくさんのお金を使つておるが、道路法が改正された関係から、自動車から金をとるわけには行かないので非常に困つておる。従つてそれならこれをどこに持つて行くかといふことになれば、全然持つていけないわけではございません。たとえば自治法の二百七条が何かに規定してある例の特別の条項を無理にこじつけて議決をし、さらに関係あるものから聴聞会を開いて意見を聞き、これを行けば、あるいは持つて行ける可能性はある、全然ないわけじゃない、そういうことの手続をとる以外には、大体この問題の解決はつかぬと思ふ。そこで問題になつて参りますのは、そういう手続をとつて参りますと、勢いこれは地方の独立税のような形が生れて来る。そこでそういう手続をしても分担金を取る方が便利なのか。あるいは通行税のような新しい地方の独立税を創設することがいいのか、こういう結論になるわけでありませう。もし町村で特別のそういう独立税を申請して来るものが、私はあると思ふのだが、そういう場合には、一体自治庁はこれを認める御意思があるかどうかといふことを、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの御指摘の点は、たとえば東京の近郊の、神奈川とかあるいは埼玉といふようなところで、本来その住民でないような、東京なり、あるいは他の府県の人がそこを通りますために、道路が非常に破壊される。その修繕の経費が相当

いるにかかわらず、この測定単位は道路の面積ということになつてゐるの
で、その辺のことが十分反映しない
ではないかという御趣旨から、
そういう場合に應ずる方法として、分
担金なり、あるいは地方税法に基く不
均一の一部課税といふか、そうい
うようなものを考えられないかとい
うような点にわたつての御質問だと思
います、この道路の面積というの
一応の測定単位でやるわけではござ
いまして、その内容はやはり道路の維持
修繕あるいは道路の新設、改良とい
うようなものを、道路の面積によつて測
定をし、道路の面積当りの単位費用を
出して計算する、こういうわけでは
ございまして、一般の、特別にある団
体において特に損害、破壊の程度が
なほだしいという場合には、これはど
うも平衡交付金の建前としては、そこ
まで具体的に適切に見るといふことは
困難であらうと思ひます。ですからそ
れに應ずる方法として、そういう団体
で、さうな特別の経費を一体どの程
度要するかという対象を、はつきりつ
かむことがまず必要であらうかと思
ひますが、分担金にいたしまして、結
局これはその住民を基礎にしてとるも
のでございまして、他府県あるいは
他市町村から参りますものについて、
分担金を課するといふことは、やはり
なか／＼むずかしいのではないかと、そ
こにおもひますし、税につきましま
し、その点はやはり同様だと思ひま
すので、今の御指摘のような場合にお
きましては、どうも今の制度としては、
もし見得るものならば、特別平衡交付
金のようなもので見るよりほかないと

思ひますが、これはやはりどの程度一
体経費を必要とするかといふことの見
方が、非常にむずかしいわけでは
ございまして、なお今後の研究にまづ
かかないといふふうに考へるのであ
ります。

○門司委員 もう一つついでに聞い
ておきたいと思ひますが、法律の建
前から行けば、分担金といふことにな
つておきまして、自治法を適用して
も、分担金以上には出ない、それで私
がきつき申し上げましたように、分
担金の制度でなくて、通行税のよう
な新しい制度でなくて、通行税とい
うことの方が適切だと思ひ、自動車
一台通つたら幾ら置いて行けとい
う方が、かえつてこれはつきりする
と思ひ、そういう特別の税種目を起
した場合には、自治庁は一体それを
認可される御意思があるかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 法定外普通
税として、通行税あるいは交通税の
ようなものを起して、通行する車な
りあるいは自動車なりから、一定の
ものをとるというの、なるほど一つ
の方法ではあります、法定外普通税
の許可の中に、たしか内国税のもの
については許可してはならぬといふ
意味、今文句はつきり覚えておりま
せんが、そういう趣旨の表現があつ
たと思ひ、その問題として今後も
なお検討してみたいと思ひます。

○床次委員 この機会にお尋ねいた
したいと思ひますが、この測定単位
に關しましては、当局もいろいろ苦
心されておられると思ひますが、な
お各地方団体ではいろいろの希望を
言つて来ておられるのです。希望
の著しきものを取

上げられて改正せられておられる
と思ひますが、実はこれら地方では
影響するところがある、どうい
う点について、地方の実際の希望
があるかといふことについて、大体
のお話を承つておくと、私どもとし
ては非常に参考になると思ひ、な
お今後研究してやりたいといふこと
もあるのじやないかと思ひます。こ
れは次会でよろしくございませ
んが、おまな問題について、今ま
で各地方団体から自治庁当局へ希
望のありました事柄がわかりまし
たら、お知らせいたしたいと思
ひます。一例として申し上げますと、
たとえば漁港のごときで、これでい
いますと、たしか人口が何で出て
いると思ひますが、実は小さい村
ほど漁港の負担が大きいといふ実
情になつておるので、実情に沿わ
ないといふ意見も聞いております。
実際にやつてみて一、二年の経験
でありますから、そろ／＼い
ろ／＼な現象がわかりだと思ひ
ますが、おわかりになつた範囲に
つきまして、適当な機会に御説明
いたしたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 平衡交付
金の単位費用、あるいは測定単位
を変更いたします結果といたしま
して、やはり地方団体に相当な影
響を与えるものでありますから、
これは要望があつたからといつて、
すぐ十分な研究をいたしましては、
またかえることには伴う一面の欠
点が出て来るのであります。そう
いうわけで今回改正しましたのは、
先ほど財政部長から申しました
ように、給与の關係であります
とか、義務教育の關係であります
とか、法令なり国の予算を伴つて
当然にかえなければならぬものが
主体でございまして、たとえば港
灣費の測定単位をかえた、船舶
出入トシ数から船舶岸の延長
であるとか、防波堤の延長とい
うようなものにかえたといふのは、
これは地方の要望に沿つた改正で
ございまして、今御指摘の漁港に
ついての問題であります。これは
現在一般の港灣と違ひまして、
特に明確な原簿といひますか、
台帳がございせんので、従つて
よるべき客観的な資料がないとい
ふこと、特に考へておりませ
んけれども、かようなものにつ
きましては、やはり特別交付金等
において考へるべきではない。や
はり普通交付金の一般の測定
単位に入れますものは、普遍的に
存在するもの、しかも資料が
当該団体の恣意によらずして、
客観的に定まつてゐるものを使
うようにしたいといふふうに考
へてゐるわけでありませ

○中井委員 他に御質疑はござ
いせんか—それでは、次会
は明日午前十時より開会いた
します。本日はこの程度で散
会いたします。午後一時五分散
会